

令和2年度 第3回 長野市社会福祉審議会 会議録

日 時	令和3年2月1日（月） 午後1時30分～午後3時11分
会 場	ふれあい福祉センター 5階 ホール
出席者	委員26名（欠席者1名） 事務局9名 報道関係者3社 傍聴者1名
次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 答申事項</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) 令和3年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について （2福政第155号令和2年6月2日諮問）</p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) 第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画 （あんしんいきいきプラン21）の策定について （2福政第155号 令和2年6月2日諮問）</p> <p style="padding-left: 2em;">(ウ) 第2次 長野市障害者基本計画・第6期 長野市障害福祉計画 ・第2期 長野市障害児福祉計画の策定について （元福政第858号 令和2年2月3日諮問）</p> <p>(2) 経過報告</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) 長野市放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の見直しに ついて （2福政第717号 令和3年1月19日諮問）</p> <p>(3) その他</p> <p>6 閉会</p>
議事	<p>3 議事</p> <p>(ア) 令和3年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について （2福政第155号令和2年6月2日諮問）</p> <p style="padding-left: 2em;">児童福祉専門分科会長から資料No1のとおり審議結果について報告があり、事務局から補足説明があった。</p> <p>【質疑応答】</p> <p style="padding-left: 2em;">なし</p>

(イ) 第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画
(あんしんいきいきプラン21)の策定について

(2福政第155号 令和2年6月2日諮問)

老人福祉専門分科会長から資料No2のとおり審議結果について報告があり、事務局から補足説明があった。

【質疑応答】

なし

(ウ) 第2次 長野市障害者基本計画・第6期 長野市障害福祉計画
・第2期 長野市障害児福祉計画の策定について

(元福政第858号 令和2年2月3日諮問)

障害者福祉専門分科会長から資料No3のとおり審議結果について報告があり、事務局から補足説明があった。

【質疑応答】

<委員>

48 ページ、49 ページの 「(1) 早期教育の推進」は大切なもので、特に、保育所では丁寧な支援が必要なお子さんがだんだん増えている現状がある。私立保育園としても、早期からの支援が必要なお子さんに、必要な支援が届くよう、色々なことを考えているところだが、乳幼児健診と保育所とが、情報共有できていないという現実がある。各対象年齢の健診等で保健師から、にこにこ園訪問等の支援や、必要な支援を受けられる場所の案内はあるようだが、その情報が直接保育園に届くことはない。保護者の意識によっては、保健師からのアドバイスがあっても、必要な支援につながっていかないという現実がある。個人情報保護法があり、情報共有が難しいという話を聞くが、何とかこれをつなげることができないか。この計画によると、全体的には、障害児という認定がないとスタートできないシステムになっている。認定を受ける前のお子さんたちにも必要な支援を届けるという観点に立って、知恵を絞っていただきたい。それが135ページに掲載されている「関係機関との連携」に関わってくると思う。ぜひ、課題があるからできないではなく、課題はあるけれど、どうしたらできるようになるのかという観点で、計画を進めていただきたい。

次に、49 ページの 「(3) 障害児教育・保育の充実」で謳われている「特別支援」「特別な支援」とはどのような支援なのか、具体的にお

伺いたい。また、なぜ公立保育所のみ特別教育支援・保育コーディネーターが配置されているのか、お聞かせいただきたい。

<事務局>

特別支援とは、主には発達の部分を支援することである。また、特別支援教育・保育コーディネーターは、公立保育園の職員に対し、発達に関わる研修を行い、養成して配置しているものである。

<委員>

園児数で言えば、民間の保育所の方が公立より多く、10人中6人以上が民間に通っている現状で、なぜ公立保育所のみ配置しているのか。特別支援というのは、例えば、医療的ケアが必要なお子さんなどに限定した支援ということか。

<事務局>

特別支援教育・保育コーディネーターは、発達に支援の必要なお子さんに対して、どう支援を行っていけばよいかということで、公立で、まずは職員の研修を行っているという状況である。

<委員>

公立保育所からスタートし始める、もしくは、始めたということか。

<事務局>

まずはスタートしたというよりは、公立保育所の取り組みとして実施しているものである。

<委員>

なぜ、公立だけなのか。

<事務局>

特別支援コーディネーターは、公立保育園の職員配置の中で実施している。私立保育園については、子育て支援課の園訪問等の事業も実施させていただいている。

<委員>

公立保育園での取り組みというのは理解できるが、なぜ公立だけか

と質問している。

<事務局>

私立保育園については、保育指導員の訪問で、対応させていただければと思っている。

<委員>

指導員については、公立保育所の保育士のみがそういう資格を持つという形になっているが、民間の保育所にも優秀な保育士が大勢いるので、ぜひ、民間も活用してほしいと従前からお願いしている。公立も私立も、利用者から基本的に求められていることは同じだと思うので、公立私立の隔てなくという観点で、計画を実行していただきたいと要望を申し上げる。

<事務局>

特別支援教育・保育コーディネーターは、本市の事業としての保育士の名称であり、特別な資格ではないということを説明させていただく。

特別支援教育・保育コーディネーターについては、公立保育所の取り組みの一つという形でご理解いただきたい。ご要望いただいているのは、私立保育園についても支援が必要なお子さんに対する支援に回っていただきたいということかと思う。先ほど、申し上げた「保育指導員」が保育・幼稚園課におり、私立保育園についても、どのように保育をしていったら良いのかということについて助言させていただいている。その延長で、今後必要に応じてお声がけいただければ、指導員が伺うことも可能と考えているので、理解をお願いしたい。

<委員>

国が批准した、国連の障害者権利条約の中で、障害のある児童の教育については、インクルーシブ教育が推奨されている。インクルーシブ教育を行うためには、まず教育環境が整備されなければならない。そのために特別支援学校という専門の教育機関があるが、そこと連携し、専門性の高い人からの一般の教育機関への指導や助言等の働きかけが必要になってくるかと思う。インクルーシブ教育を実現するには、義務教育の場だけでなく、早期教育が必要で、保育所においても十分に環境が整備される必要がある。特別支援教育・保育コーディネーターの現状として、特別支援学校とは関係のない制度なのか。

<事務局>

インクルーシブ教育については46ページに記載しており、主には教育委員会で対応しているところである。学校と保育園・幼稚園との連携については、計画には直接書いていないが、より若いうちから色々な形で関係を持っていく必要があり、今後、そういった取り組みをしていく必要があると考えている。

<委員>

障害児に関する教育環境の整備については、障害のある人たちを特別支援教育機関に集めてしまうのではなく、地域で、健常者の皆さんと一緒に教育を受けるのがベターだという考え方だが、そのためには、障害のある人に対する教育環境ができるだけ整備されていかなければ効果が出てこない。是非、専門性を高めたコーディネーターをきちんと配置して、教育環境が整備されるよう要望する。

<事務局>

そういった形で進められるよう取り組む。

<委員>

25ページに、「障害者自らの意思決定に基づき、安心して生活を送るためのくらしの場・障害者福祉サービス基盤の整備」が2番目の重点項目に上がっているが、具体的な障害福祉サービスの見込み量については、115ページの居住系サービスの中に、グループホーム、令和元年度末646、令和5年度末700と、年2パーセント増の割合で定めている。また、他に127ページの地域生活支援事業でも、サービス等の見込量を1、2パーセントずつ増加させてはいるが、重点項目であれば、5パーセント前後の増加を見込んでほしかった。この点についてはいかがお考えか。

<事務局>

この重点項目は、以前のように、行政が提示した場所でくらすのではなく、自らの意思決定に基づいて、地域の中のグループホームのように、望んだ場所で生活していただくことを想定したものである。見込みについては、これまでの伸び率などを見ながら、目標として立てたもので、これが達成できるように努めるとともに、状況が変わればその都度

見直しをしていく必要があると考えている。

<委員>

もう一点、97 ページの「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」については国の指針が書かれているが、読んでもよくわからない。また、98 ページには県の目標が参考で書かれているが、退院後の生活日数について、平成 29 年度の実績が書かれていないため、令和 5 年度の目標は書いてあっても、改善しているのかどうか比較ができない。これはあくまで参考だとは思いますが、次回はできれば長野市に関して、独自で、もう少し具体的に現況を調べ、4、5 年後の目標を定めていただきたい。

<事務局>

福祉計画については、国の策定指針に基づいて、決められた形で目標値を設定することになっているもので、ご指摘の県の数字について、市町村で独自に目標値を設定することは難しい。ただ、できるだけ具体化していくことは大事だと考えているので、いただいたご意見を参考に進めてまいりたい。

<委員>

希望、要望になるが、先ほど出ていた「インクルーシブ」というのは、おそらく、皆で包括し、違いなく、同じようにという考え方であると思うので、公立保育所と私立保育所で特別支援教育について、取り扱いが違うということは、インクルーシブの精神ともかけ離れたこととなる。どこの保育所に行っても、同じように、保障がなされるようになるといいと思う。

<委員>

高齢者の介護と重なってしまうが、先ほど、専門性を高めた方の関与が必要との意見があり、私も日々、仕事の中でそれを感じている。先ほどの説明では、必要に応じて関与していくということだったが、必要に応じてではなく、市の方から提示して研修会等が実施されるといいと思う。先ほど、高齢者の計画の冊子 91 ページ「ケアマネージャーの支援」、「地域包括ケア」で言及されていた、「ケアマネージャーが円滑に業務ができるように質の向上を図る支援」、について、具体的に実施されていることが、介護保険の方でも、障害福祉の方でもあればお聞かせいた

だきたい。

<事務局>

高齢者の介護については、長期的、経常的には、ケアマネージャーに対し、利用者の希望に沿ったケアプランを作成することができるよう、研修等を実施している。研修等の中でケアマネージャーや専門職の方々に質を高めていただく、あるいは市に色々なご意見をいただく中で充実させていきたいと思っている。

<事務局>

障害福祉についても介護と同じような状況になるかと思う。研修等を増やすことや、高齢者の計画にもあるとおり、色々な困難事例等は障害福祉と介護の相互に連携してということもあると思う。介護の地域包括支援センターと障害の相談支援センターで連携する等、できるだけそういう形が充実していくように努めてまいりたい。

<委員>

先ほどの障害児教育、保育の部分について、当事者の親の立場からすると、公立保育園、私立幼稚園・保育園のどちらに行っても、同じように対応していただければうれしいと思う。民間の保育園、幼稚園でも、一生懸命に発達障害やそのほかの障害のお子さんについて対応していただいている、やはりご苦労があるかと思う。先ほどの話では、市からも現場を見に行きあげるといった感じだったが、そうではなく、それぞれ現場での課題を聞いていただき、必要なものについて要望があれば、公私の分け隔てなく情報共有していただき、よい仕組みを作っていただければいいというのが、希望である。また、計画期間にそういった取り組みを続けていっていただけると、次の計画の時には、分け隔てなくどこに行っても安心であるという状況ができ上がってくるかと思うので、そんな提案をさせていただきたい。

<事務局>

ここまで、誤解を招くような説明であったかと思うが、特別支援教育・保育コーディネーターとは、公立保育園の中で、発達に支援の必要なお子さんに対してどう対応していったらいいのかを園として携わっていくということで、あくまでも保育士の専門的知識を高めるための取り組みをしているところである。このため、全体的なコーディネートま

では至っていないという状況である。ただ、公立保育園でも、私立保育園でも、職員の知識等を高めることは必要となってくるので、そういった研修を一緒にできないか等、これからも検討していく必要があるかと思う。

<事務局>

まず、公立であっても私立であってもお子さんに対する分け隔てをするつもりはないという点は、基本としてご理解いただきたい。「特別支援教育・保育コーディネーター」という名称で、なにか特別なことをするのかという考え方をされるかと思うが、配慮が必要なお子さんについての研修を受けた職員が、園の中でコーディネーターという役割を担い、他の職員に助言を行いながら、より良い保育をしていこうという取り組みである。私立保育園に対して、この制度はやらないとか、公立だけでやっていくということではなく、私立保育園でも職員が研修を受けて、園の中をリードする役割を担っていただくというイメージをしていただければいいかと思う。また、保育・幼稚園課の中に、私立保育園を回らせていただく保育指導員がいるので、お困りの点などご相談いただければ、それに対する助言をするということで対応は可能だと考えている。

<委員>

現場の先生方は、悩んだりご苦労されたりしていると思う。困ったことを相談していただければ助言するという立ち位置ではなく、現場の先生方が感じていることを市として吸い上げていただいて、施策に反映するところが加えて必要かと思うので、そのような対応をお願いしたい。

(2) 経過報告

(ア) 長野市放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の見直しについて

(2福政第717号 令和3年1月19日諮問)

このことについては、11月13日に開催した第2回審議会において、事務局から、本会の開催が時間的に困難な場合、代表して委員長に諮問したい旨、説明があり、了承したものである。委員長から、1月19日に市長から諮問され、児童福祉専門分科会に付託したことの

	報告があり、事務局から審議経過の説明があった。 (4) その他 なし
その他	6 その他 なし